

## (附属書) 監事監査規程

### (目 的)

第1条 この規程は、定款第35条第11項の規定に基づき、監事の監査に関する基本的な事項を定める。監事の監査に関する基本的な事項は、法令、定款に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (監事監査基準)

第2条 監事は、監査の実施にあたり J A 監事監査基準を遵守し、監査の実効性を確保しなければならない。

### (監事会の設置)

第3条 監事は、監査に関する重要な事項について、報告、協議又は決定するために監事会を設置する。

ただし、監事会の設置によって、監事の権限の行使を妨げることはできない。

- ② 監事会は、すべての監事をもって構成する。
- ③ 監事会の開催、招集、協議内容及び運営等に関する事項については、この規程に定めのあるもののほか、監事会で別に定める監事会規則による。

### (代表監事・常勤監事の互選)

第4条 監事は、代表監事を互選により定める。

- ② 監事は、常勤監事を互選により定める。
- ③ 常勤監事は、監事会の招集等監査に付随する事務処理のとりまとめを行う。
- ④ 前3項の規定により各監事の職務上の権限及び責任が変更されることはない。

### (監査方針等の策定)

第5条 監事は、毎年度ごとに、監査の方針、監査計画、監査の方法、監査業務の分担等、監査の開始にあたり必要な事項を策定しなければならない。

- ② 監事は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び方法を選定し、監査計画を作成する。
- ③ 監査計画は、リスクの程度と内部管理態勢の状況を考慮して、実施回数、実施期間、重点事項等を定め、全国中央会監査等の実施計画を考慮し策定する。
- ④ 監査は、日常行うほか、毎四半期1回定期に行い、監事が必要と認めたときに随時に行う。
- ⑤ 監事は、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定める。

### (代表理事等との定期的会合)

第6条 監事は、代表理事等との定期的会合をもち、組合が対処すべき課題、監事監査の環境整備の状況、監査上の重要課題（監査方針及び監査計画並びに監査の実施状況及び結果を含む）等について意見を交換し、併せて必要とされる要請を行うなど、代表理事等との相互認識を深めるよう努めるものとする。

- ② 監事は、法律に定める事項のほか、理事又は使用人が監事に報告すべき事項をあらかじめ理事と協議して定め、その報告を受けるものとする。

### (監事の情報の共有)

第7条 監事は、実施した監査の方法及び結果並びに職務の遂行上知り得た重要な情報を、他の監事と共有するよう努めなければならない。

### (理事の報告義務に対する措置)

第8条 監事は理事から、組合に著しい損害をおよぼすおそれがある事実を発見した旨の報告を受けた場合及び全国中央会から理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実を発見した旨の報告を受けた場合には、監事は他の監事とともに、必要な調査を行い、理事に対して助言又は勧告その他の適切な措置をとらなければならない。

- ② 監事は、あらかじめ理事と協議して定めた理事又は使用人からの監事に対する報告事項に関する報告を受けた場合も、必要と判断される範囲で、前項に準じ対処する。

(監査補助)

第9条 監事は、組合長、専務理事及び常務理事（以下「常勤理事」という。）と協議のうえ、必要と認める職員等を監事監査の補助に当たらせることができる。

(書類の閲覧)

第10条 監事は、業務執行に関する重要な書類を閲覧し、必要に応じて理事並びに職員に説明を求めることができる。

- ② 監事は、つぎに掲げる書類等、回付を受ける書類の種類を決定しておくことができる。
1. 理事が総会に提出しようとする議案及び書類
  2. 理事会の決議事項並びに書類
  3. 総会、理事会及びその他重要な諸会議の議事録並びに書類
  4. 毎月末試算表
  5. 行政庁の検査又は農業協同組合中央会（以下「中央会」という。）の監査結果
  6. 内部監査の結果
  7. 前各号のほか、常勤理事の業務執行に関する重要な書類等

(重要な会議等への出席)

第11条 常勤監事は、理事会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、重要な会議等に出席する。

- ② 前項の会議等に出席できない場合には、常勤監事は、審議事項についての説明を求め、関係資料を閲覧しなければならない。

(監査項目)

第12条 定期に行う監査は、おおむね次に掲げる事項の適法性・適正性・妥当性等について行う。

1. 法令の遵守状況
  2. 定款、規約、諸規程の整備及びその遵守状況
  3. 内部管理態勢に関する方針及びその達成状況並びに内部管理態勢にかかる組織・規定・手続等の整備状況
  4. 組合員及び組合員組織関係の情報管理状況
  5. 理事の執行体制及び職務執行の状況
  6. 総会、理事会、その他重要な諸会議の議決事項及びその遵守状況
  7. 書類及び帳簿の作成、管理、保存状況
  8. 事業計画の遂行及びその実績の状況（3号に繰り上げ）
  9. 子会社及び重要な関連会社の管理状況
  10. 会計方針及び会計処理の管理に関する状況
  11. 労務の管理状況
  12. 財産の運用、処分、管理状況
  13. 利益相反取引、組合の無償の財産上の利益供与及び子会社もしくは組合員との通例的でない取引の状況
  14. 決算及び仮決算
  15. 剰余金処分案又は損失処理案
- ② 随時に行う監査は、監事が必要と認める事項について行う。

(監査調書の作成・保管)

第13条 監事は、監査実施の都度監査調書を作成し保管しなければならない。

(全国中央会監査との連携)

第14条 監事は、全国中央会と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、効率的で有効な監査を実施するよう努める。

- ② 監事は、全国中央会から監査報告及び監査に関する資料を受領するとともに、全国中央

会に対して必要に応じて説明を求め、その監査の方法及び結果の適正性について検討を行う。

(内部監査との連携)

第15条 監事は、組合の内部監査部門と緊密な連携を保ち、情報交換を行い、効率的で有効な監査を実施するよう努める。

- ② 監事は、内部監査の結果を十分に活用するよう努め、監査を実施するに当たっては、必要に応じて内部監査部門に対し説明を求める。

(子会社監査役との連携)

第16条 監事は、子会社監査役と緊密な連携を保ち、効率的で有効な監査を実施するよう努める。

(監査の立会)

第17条 監事は、定期監査及び随時監査実施の際、理事その他責任者の立会を求める。

(監査簿)

第18条 監事は監査簿を設け、監査の都度その顛末及び監査の結果に対する監事の意見を記録し、当該監事及び立会した者が署名、押印し、これを監査簿として編綴するものとする。

(監査結果の報告)

第19条 監事は、監査の結果についての監査報告書を取りまとめ、これを理事会に提出して意見を述べる。なお、決算書類及び全国中央会の監査報告に係る監査報告書については、理事に提出するとともに必要と認めるときは理事会及び総会において意見を述べ、また、法令の規定に従い報告しなければならない。

- ② 前項の監査報告書には、作成年月日を、代表監事、常勤監事及び員外監事にあつてはその旨を付し、各監事が署名押印する。なお、異なる意見がある場合には、その監事の意見を監査報告書に付記するものとする。
- ③ 監事は、決算書類および全国中央会の監査報告に係る監査報告書の謄本を中央会に送付する。
- ④ 監事は、総会において組合員が質問した事項については、議長の議事運営に従い説明しなければならない。

(改善経過についての理事等の報告)

第20条 監事は、前条の規定による意見のうち、改善処理を求めたものについては、理事にその改善経過の報告を求めることができる。この場合において必要と認める事項については、書面による報告を求めることができる。

(規程の変更)

第21条 この規程の変更は、監事全員の一致による議決を経て、総会の承認を受けるものとする。

(例外事項)

第22条 この組合の監事の監査について、この規程に定めのない事項は監事会において定める。

附 則

この規程は、平成17年 2月 1日から施行する。

この規程の改正は、平成19年 4月25日から施行する。

- (1) 設立後1年以内の最終の決算期に関する通常総代会の終了の時までは、次の条項を読みかえる事とする。

(2) 第3条は次のとおりと読みかえる。

(代表監事の互選)

第3条 監事は、代表監事を互選により定める。

②代表監事は、監事会の招集等監査に付随する事務処理のとりまとめを行う。

③前2項の規定により各監事の職務上の権限及び責任が変更されることはない。

(3) 第7条は次のとおりと読みかえる。

(監査補助)

第7条 監事は、組合長、副組合長理事及び専務理事（以下「常勤理事」という）と協議のうえ、必要と認める職員等を監事監査の補助に当たらせることができる。

(4) 第8条第3項は適用しない。

(5) 第9条を適用せず、第10条第1項、第3項、第4項を第9条第1項、第3項、第4項に読みかえる。

第9条第2項は次のとおり規定する。

② 監査は原則として毎四半期1回定期的に行い、監事が必要と認めたときに随時行う。

(6) 第11条を第10条に、第12条を第11条に、第13条を第12条に、第14条を第13条に、第15条を第14条に、第16条を第15条に読みかえる。

(7) 第17条第1項、第3項、第4項を第16条第1項、第3項、第4項に読みかえる。

第16条第2項は次のとおり規定する。

前項の監査報告書には、作成月日、代表監事、員外監事にあつてはその旨を付し、各監事が署名押印する。

(8) 第18条を第17条に、第19条を第18条に、第20条を第19条に読みかえる。